

夜間学校 ニュース

1987年 / 月 27 日
西成区萩之茶屋2-8-9
旅路の里気付
釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人・中国人の
指紋押なつ拒否断固支持！
定住外国人に市民権を！

みんなでつくろう

みんなの 会館

三人よれば 何とかの 知恵

恩赦と釜ヶ崎

天皇の死にともなう恩赦なるものが発表された。そんなもんいらんわい、ちゃんとお黒つけてくれ、という人々がいることは、裏面を見てもらえればよくわかると思ひ。

恩赦の対象となる法律には色々あるが、その中に、鉄道営業法と軽犯罪法も含まれている。この二つの法律は、実は釜ヶ崎に縁が深い。

駅の手配師なども、この二つの法律で取締まられるが、あまり実際には適用されていらない。

実害をこうおっっているのは、実は野宿を余儀なくされている仲間達だ。かつて、京都駅で野宿をしていた仲間たちが、この二つの法律のもとに逮捕された事実がある。追い立てられた事実がある。追いついた名目に使われている駅となること、それこそ日本国中

にある。

もともと、駅で野宿を余儀なくされている仲間は、福祉によって、あるいは労働行政の充実によって野宿をしなくても済む状態にされるべきであつて、刑事罰の対象とされるべきではない人々なのだ。

それを、日常の対策を行つたがさぼつておいて、刑事罰の対象としてのみ扱い、野宿を余儀なくされている仲間の労苦を倍加させている。

いますら、天皇の恩で許すといつて、だれが喜ぶのか

仲間の死

本籍、住所不詳、氏名自稱長谷川元、59歳の男性、遺留金品現金3380円、腕時計2個

右の者は、昭和62年2月18日午前10時5分頃、西成区萩之茶屋スー5-10ホテル華609号室にて発見されたもので、同月13日(推定)同所において全身衰弱のため死亡したものと思われる。

身柄引取人不明につき、検視解剖のうえ凶器破産場に火葬に付したので心当たりの方は西成区福祉事務所まで申し出て下さい。

恩赦より法廷論争を

夜間学校二ユースの題字下に、いつも「押な
つ拒否断固支持」と書いてある。その理由につ
いては、これまで何度、このユースで伝え

た。左の記事は、もっとよく知ってもらいた
めに転載した。中には、だから朝野人は、
という読み方をする仲間もいるかも知れない

が、裁判で座々と闘ってき、今、恩赦などいら
ない、ちゃんとして裁判で決着を、と訴える人々の
真意を、よく読みとって欲しいと考へる。

「許すのは私たち」

うやむや決着拒否

「法廷は、私たちの主張の場だつたのに」。外国人登録法が恩赦の対象となることを確保したのが、指紋の押捺（おろ
なつ）を拒否して被告席に立ち続ける人々から、歓迎の言葉は聞かれなかった。実施されれば、裁判は中止され、外登法
の違法性を訴える証言も、資料も、すべて無に帰してしまふ。侵略戦争、朝鮮人の強制連行などの歴史を振り返り、「許すと
言えるのは、資格がある私だけ。うやむやにしないで」などと反発する声が上がっている。二十五日、全国でも指紋押捺拒
裁判が多い大阪と、兵庫の被告らが、「天皇による大赦など断固拒否します」との初の共同声明を発表、対応策を探り始めた。

「指紋押捺」の被告ら



「大赦を拒否します」と声明を発表する金徳煥さん（左から三人目）ら
=25日、大阪市北区の大阪弁護士会館で

大阪市内にある大阪弁護士
会館四階の会議室。大阪地裁で
公判が続く団体役員、金徳煥
サム・ドクファンさん（四）、
控訴審中のデザイナー鄭和江
ジョン・ファンさん（三）ら
が席に並ぶ。金さんは「戦前の
植民地支配はだれの名で進めら
れ、戦後、外登法の前身である
登録令がだれの名でつくられた
のかを考えれば、大赦を許す
ことができません」ときっぱり
のり。鄭さんが大阪地、高裁で公
判中の押捺拒否者など計十三人
の連名による声明を読みあげ
た。「日本は、外登法を撤廃、
根本改正することで、戦後責任
を果たすべきです」。そして、
「大赦拒否」を宣言し、あくま
で裁判での無罪判決を求めた。
金さんが声明発表に踏み切
ったのは、最近になって公判期
日が法廷で決められなかったた
り、判決期日が急ぎよ、大豊以

後に延期されるなどの動きが出
てきたためだ。
米国籍の日桑三世宣教師、ロ
ナルド・ススム・フジヨシさん
（四）は、ハワイの両親宅で、日
本の動きを見つめてきた。大阪
高裁で公判が開かれるたびに來
日し、法廷で英語で無罪を訴え
続けてきた。ハワイから日本の
弁護士事務所に通話し、法的な
対抗策があるかどうか、さっそ
く相談した。日本領事館へも足

を運び、本場に恩赦が実施され
るのかが尋ねた。「法務省
から何も聞いていない」との答
えが返ってきた。ただ、フ
ジヨシさんは近く来日し、この
問題を改めて日本国民にアピ
ルする、という。
過去、押捺拒否者に対する苛
迫や嫌がらせが相次いだ。京都
地裁で公判中の団体職員尹昌烈
ユン・チャンヨルさん（三）
も、その一人。「何のつもり

だ」などの手紙や電話があり、
逮捕されたことで、地域社会か
ら冷たい目で見られた。多く
の人たちの協力で裁判を続け
た。抗議のハンガーストライキ
もやった。
「裁判には費用もかかった。
自分自身の生き方をかけてき
た。決着がつかないままなん
で、憤りを感じる」と話す。
最高裁に上告中の北九州市、
牧師崔昌昌さん、チャンホア

全被告に聞く「ひとこと」

住所	職業	年齢	恩赦に対する感想
最高裁	都府県市町村	59	「恩赦は、私たちが主張の場だつたのに。外国人登録法が恩赦の対象となることを確保したのが、指紋の押捺（おろなつ）を拒否して被告席に立ち続ける人々から、歓迎の言葉は聞かれなかった。実施されれば、裁判は中止され、外登法の違法性を訴える証言も、資料も、すべて無に帰してしまふ。侵略戦争、朝鮮人の強制連行などの歴史を振り返り、「許すと
	東大京大	34	「許すと
高裁	都府県市町村	32	「天皇による大赦など断固拒否します」との初の共同声明を発表、対応策を探り始めた。これは、私たちが主張の場だつたのに。外国人登録法が恩赦の対象となることを確保したのが、指紋の押捺（おろなつ）を拒否して被告席に立ち続ける人々から、歓迎の言葉は聞かれなかった。実施されれば、裁判は中止され、外登法の違法性を訴える証言も、資料も、すべて無に帰してしまふ。侵略戦争、朝鮮人の強制連行などの歴史を振り返り、「許すと
	都府県市町村	34	「許すと
	都府県市町村	34	「許すと
	都府県市町村	34	「許すと
	都府県市町村	34	「許すと
地裁	都府県市町村	23	「許すと
	都府県市町村	23	「許すと
	都府県市町村	23	「許すと
	都府県市町村	23	「許すと
	都府県市町村	23	「許すと

昌昌さん（三）は、いち早く大赦拒否の考えを明らかにしていた。家族五人をそろって、五十五、六年に押捺拒否。次女は、十五歳になったばかりだった。長女の善愛（ソニー）さん（三）は拒否を理由に、永住権を取り消された。最高裁に父ともにも上告している善愛さんは、今、米国・インディアナ州の大学に留学中。大赦の情報を聞くと、「自動的に拒否し、罰金を払わず裁判を続けているのかから、裁判がなくなる、といつても納得できません。そんなことになれば、苦勞が報われません」と、声を押まらせた。